

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第 1 回 会 議 録

開会 平成 1 6 年 4 月 8 日 (木)

閉会 平成 1 6 年 4 月 8 日 (木)

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 議 録

会議の名称	第1回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会	
開催日時	平成16年4月8日(木) 午後1時30分開会・午後3時24分閉会	
開催場所	大野原町中央公民館3階講義室	
出席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
欠席者氏名	加藤 義和、矢野 資壹	
事務局氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
関係者氏名		
会議事項	1 議題 別添 会議資料のとおり	2 会議結果 別添 会議録のとおり
会議の経過	別添 会議録のとおり	
会議資料	別添 会議資料のとおり	
その他の 必要事項		

第 1 回合併協議会出席者名簿

	委 員 氏 名		出欠等	委 員 氏 名		出欠等
	出席並びに 欠席委員 出席 15 名 欠席 2 名 凡 例 出席 欠席 ×	会 長	平野 清		委 員	加藤 義和
副会長		佐伯 文男		委 員	矢野 資壹	×
副会長		白川 晴司		委 員	森 英雄	
委 員		大倉 利夫		委 員	石川美千子	
委 員		大山 保徳		委 員	合田久仁男	
委 員		高森 直二		委 員	横内十三枝	
委 員		白川 精		委 員		
委 員		大久保隆敏		委 員		
委 員		井上 浩司		委 員		
委 員		美藤 広		委 員		
委 員		藤岡 勉		委 員		
委 員		合田 要		委 員		
合併協議会事務局	事務局長	大木 和郎		総務広報班	長谷川加奈子	
	事務局次長	象山 稔彦		調 整 班	山地 康博	
	班長(総務広報)	石川喜代美		総務広報班	藤井久美子	
	班長(計画)	合田 善春		調 整 班	小山 悟司	
	班長(調整)	好川 高雄		計 画 班	細川 勝美	
	調 整 班	合田 博晃				
関 係 者						

第1回合併協議会会議録索引

件 名	頁数
1 開会	1
2 委嘱状交付	1～2
3 会長・副会長あいさつ	2～5
4 来賓あいさつ	5～6
5 合併協議会委員自己紹介	7
6 幹事会幹事及び事務職員自己紹介	8
7 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会設置の経過について	9
8 議 事	
(1) 報告事項	11～18
(1) 報告第1号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約について	11～12
(2) 報告第2号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書について	12～13
(3) 報告第3号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規程について	14
(4) 報告第4号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会専門部会規程について	15
(5) 報告第5号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局規程について	16
(6) 報告第6号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会財務規程について	16
(7) 報告第7号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について	17
(8) 報告第8号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会分科会運営要領について	17
(2) 協議事項	18～31
(1) 議案第1号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営申合せ事項について	18
(2) 議案第2号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会監査委員の選任について	19
(3) 議案第3号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営規程(案)について	19
(4) 議案第4号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議膨張規程(案)について	21～22
(5) 議案第5号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議録等閲覧規程(案)について	22
(6) 議案第6号 平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事業計画(案)について	23～25
(7) 議案第7号 平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出予算(案)について	25～28
(8) 協議第1号 合併の方式について	28
(9) 協議第2号 合併の期日について	28～30
(10) 協議第3号 新市の名称について	30
(11) 協議第4号 新市の事務所の位置について	30～31
(3) その他	31～33
(1) 第2回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について	31～33
9 閉 会	33

【午後1時30分開会】

事務局 皆様、本日はお忙しい中にもかかわらず、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、第1回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を開催いたします。

申し遅れましたが、私、会議に入りますまで進行を務めさせていただきます本協議会の事務局長の大木和郎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第によりまして進めさせていただきます。

なお、会議に入ります前にご了解願いたいことがございます。

まず、傍聴につきましては、この後会議運営規程並びに会議傍聴規程についてお諮りし、規定に基づいて傍聴していただくかはなりません、第1回目ということもございますので、事前にご了解をいただきたいと思えます。

なお、報道関係者の方もお見えでございますが、途中の撮影等につきましてもご了解をいただきたいと思えます。

それでは、これより観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員の委嘱状の交付を行います。

なお、合併協議会の会長、副会長につきましては、当合併協議会規約第6条第1項及び第7条第1項の規定により、1市2町の長が協議して会長を選任し、他のお二人が副会長に就くことになっております。

協議の結果、既に会長には平野大野原町長が選任され、会長の職務を代理する副会長に佐伯豊浜町長が、副会長に白川観音寺市長が就任なされておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、委嘱状の交付に先立ちまして、このたびご就任いただきました合併協議会の皆様のお名前を読み上げさせていただきます。誠に恐れ入りますが、ご起立をお願いしたいと思えます。

平野清様、佐伯文男様、白川晴司様、白川 精様、恐れ入りますが、ご起立のままお待ちいただきたいと思えます。美藤 広様、大久保隆敏様、藤岡 勉様、井上浩司様、合田 要様、大倉利夫様、大山保徳様、高森 直二様、加藤義和様、矢野資壹様、森英雄様、石川美千子様、合田久仁男様、横内十三枝様、以上の皆様方でございます。

それでは、ここで委嘱状を交付させていただきます。

会長、恐れ入りますが、前へお願いいたします。

委嘱状につきましては、お一人お一人に交付をさせていただくのが本来でございますが、時間の関係もございますので、委員の皆様を代表いたしまして、会長であります平野大野原町長より白川 精様に委嘱状を交付させていただきます。白川様、恐れ入りますが正面の方へよろしくお願いいたします。

会長 委嘱状、白川 精殿。

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員を委嘱します。

平成16年4月1日、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会長平野清。

よろしくお願いいたします。

事務局 白川 精様以外の皆様には、お手元に委嘱状を配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお本日、加藤義和様、矢野資壹様は、欠席でございます。

以上をもちまして、委嘱状の交付を終わらせていただきます。

どうぞ皆様、御着席ください。今後ともよろしく願いをいたします。

それでは、ここで本協議会の会長であります平野大野原町長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さん、改めましてこんにちは。春らんまんの大変いい季節と相なりまして、4月1日から新年度も始まっておるわけでございますが、それにあわせまして、観音寺市・大野原町・豊浜町1市2町合併協議会の事務所を4月1日に設置させていただきまして、好スタートを切らせていただいたわけでございます。

本日、ここに第1回の合併協議会を開催いたしましたところ、各委員さんにおかれましては、年度初めの大変公私ともにお忙しい中でございますが、お繰り合わせいただきまして、ご出席いただきましたことにつきまして、まずもって厚くお礼申し上げたいと思います。ただいま委嘱状を差し上げましたが、今後どうかよろしく願い申し上げたいと思うわけでございます。

また、本日の協議会のご来賓といたしましては、香川県自治振興課長さんがお見えでございますまして、ご指導いただくことになっておりますので、どうもありがとうございました。

ここで、少し振り返ってみますと、合併問題、今日、地方分権、三位一体の改革の中で避けて通れないという、これはもう大きい認識のもとで1市9町が合併に向けて取り組みましたが、温度差が強く、これはできないという方向づけで、それでは近隣の1市5町で

やっといこうということで、1年余りご承知のように1市5町で協議会を立ったわけでございけれども、本当に誰も予想しなかったことをございますが、1年余りの経過の中で本当にスムーズに協議を進めておったわけでございますが、急遽、豊中、山本、財田が離脱するという大変不幸な事態に相なりまして、それを受けてどうするかということで、残っております1市2町、大きく枠組みも変わりますので、それぞれの市町でいろいろ協議がされ、また住民の説明なり、住民の意見を聞く中で1市2町の研究会を立ち上げようということで、研究会を大野原、豊浜、観音寺、それぞれ1回ずつ研究会を持ちまして、基本的に1市2町でやっといこうという合意ができてまして、そして本日の合併協議会第1回目を開いたようなわけでございます。

そういう中で、先ほどもお話がございましたように、当協議会の会長を私にせよという市長さん、町長さんのお話でございまして、ご承知のように私は至って浅学非才の者でございまして、この任につくような男ではございせんが、強いお勧めもございまして、自分を省みずして引き受けさせていただいたわけでございまして、本当にひしひしと今現在責任の重大さを感じておるわけでございますが、皆さんとともに協議を重ねていながら、協議しながら1市2町の合併に向けて一生懸命取り組んでいく決意でございまして、今後、皆様方におかれましても、より一層ご協力くださいますことを心からお願い申し上げます。

もうご承知のように、この1市2町は私は自然の中に当然にしてこれはなすべきでなつた枠組みでございまして、ぜひこの枠組みは大切にしていかなければいけませんし、お互いの市町の若干でございすけれども、歴史文化は違っておりますけれども、お互いの市町が尊重し合いながら、そして信頼のもとにこれを続けていき、ぜひ成功させていかなければいけないように感じてございすので、何とぞ、皆さん方の格別のひとつご協力をくださいますことを心からお願いを申し上げます。今日はどうもありがとうございます。

事務局 続きまして、当協議会の副会長であります会長職務代理者の佐伯豊浜町長よりご挨拶をお願いいたします。

佐伯副会長 ただいまご紹介をいただきました豊浜の佐伯でございす。今日は、第1回の1市2町の合併協議会の開催、誠におめでとうございす。

先程、紹介ありましたように、私自身非常に微力であります、こういうふうな職に就いた以上、平野会長さん、白川市長さんともども手を携えて合併に向かって一生懸命努力

する覚悟でございますので、どうぞ委員皆様のご指導、ご協力をよろしくお願いしたらと思っております。

ただ今、平野会長さんの方からお話がございましたが、1市5町の合併協議会が解散をして、今日まで約5カ月、私にとりましては大変長く、また短く感じておりました。この間、豊浜町におきましては住民説明会を行いまして、住民皆さんから貴重なご意見やご提言をいただき、議会議員さんとも慎重に協議をした結果、1市2町が最良の枠組みであるという判断をさせていただきまして、今日のこの会に出席をさせていただきました。これからの合併特例法が本当に期限が押し迫ってきております。この中で、各委員さんが本当に信頼関係の中で目標に向かって進まなければならないと思っております。各それぞれのまちにおきまして、歴史的な経緯や文化、風土、それぞれ違うところではありますが、各地域の個性や特色を本当に最大限に生かして、連携がうまく取れるようないいまちを目指していきたいと思っております。

これからの協議におきまして、各まちにおきましては、それぞれ各まちの誇りや愛着があります。しかし、こういうふうなことを余り強くお話をすると、なかなか合併協議が前へ向かっていかないというようなこともあります。お互いの立場を尊重し合いながら、信頼関係の中でいい協議ができますように、私自身も微力ではありますが、頑張っていきたいと思っております。今後とも、会長さん初め白川副会長さん、委員全員の皆様方のよきご指導、ご支援をいただきまして、全力で頑張る覚悟でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもおめでとうございました。

事務局 次に、本協議会の副会長であります白川観音寺市長よりご挨拶をお願いいたします。

白川副会長 それでは、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

平野会長、佐伯副会長から縷々お話がございましたので、私の方からはもう簡単に。まず1点目は、先ほどご案内ございましたように、前回の1市5町の法定協の会長として力のなさというんでしょうか、まとまり切れなかった自分に対して自分の非力を痛感するとともに、皆様方に大変ご迷惑をおかけいたしました。その点、まず最初にお詫びを申し上げたいと思います。

そういう前回のことを反面教師といたしまして、今回は平野会長を佐伯町長と私で十分補佐をする中、また委員の皆様方のご協力を賜ります中で、本当に期限が迫っております来年の3月31日までに何とか歯を食いしばって住民の方々がいいまちになるなあと、夢

とロマンが持てるような、そういったまちづくりを目指して、微力でございますけれども、力一杯邁進してまいる所存でございますので、どうかよろしく願い申し上げます。

以上でご挨拶とさせていただきます。

事務局 続きまして、本協議会の開催に当たりまして、お忙しい中にもかかわらず、香川県より政策部自治振興課課長大林正孝様がお見えでございますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

政策部自治振興課長 ご紹介をいただきました香川県自治振興課長の大林でございます。観音寺市、大野原町、豊浜町におかれましては、この4月1日に合併協議会を設置されまして、本日第1回の協議会を開催されるということ、心からお喜びを申し上げますとともに、市長さん、町長さん、それから議員の皆様初め、関係の皆様のご尽力に深く敬意を表したいと思います。

地方分権、非常に進んでまいっております、あるいは少子・高齢化の進行、それから県ももちろんなんですが、市町を取り巻く財政状況が非常に厳しくなるという中で、全国では合併の動きが加速をしております。

平成11年に今の合併特例法ができてから、これまでに既に53件の市町合併が成立しております。また、この4月1日にはお隣の四国中央市ですか、四国中央市を初め11の市が新たに誕生をいたしました。本県の中を見ても、平成14年4月にさぬき市、それから平成15年4月に東かがわ市が設置をいたしまして、また先日丸亀市、綾歌町、飯山町が合併協議の協議項目すべてを終了いたしまして、議会の議決を終わりました。この4月5日には、知事の方へ合併申請を提出されて、来年の3月22日の合併に向けて鋭意準備を進められておるところでございます。

現行の合併特例法、いろんな財政的な支援措置初め、いろんな支援措置が盛り込まれておるわけでございますが、その期限は来年の3月31日、平成17年3月31日でございます。ただ、現在国会の方に、この現行の特例法の改正の法律が提案をされておまして、現在審議をされております。

その改正の内容でございますが、いろいろありますけれども、一番皆様方がご関心があるのが経過措置でございます。今現在、先ほど申し上げましたように、合併特例法の期限、17年3月31日でございますが、その日までに関係の市町が議決をして県知事に合併の申請をした場合については、実際の合併はそれから1年以内、平成18年3月31日までに合併をしたものについては、今の合併特例法のさまざまな措置をそのまま適用しま

しょうというような法律でございます。

この経過措置、まだ審議中ということで、はっきりしたことは申せませんが、今までの総務省とかそういうところとの接触の中では、成立がされるというふうに私どもも思っております。しかしながら、この経過措置が成立をされましても、合併申請までには1年足らずということでございまして、日程的には決して余裕のある状況ではないというふうに考えております。

この地域におきましては、先ほどお話が出ましたように、一昨年10月に1市5町の合併協議会が設置をされまして協議をされてまいりましたが、残念ながら協議が調わないということで、その間、貴重な時間1年半を経過をしたということでございまして、私はこの1年半というのは決して無駄ではなかったというふうに思っておりますし、ぜひ無駄でないように皆様方でいろいろ協議を進めていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

これからこの協議会におきまして、どうか委員の皆さんが一丸となって実りある協議をしていただくとともに、1市2町の議会、あるいは住民の皆様の合意を図っていく必要があります。

先ほどもお話出ておりましたが、私から申し上げるまでもなく、その歴史や文化、伝統が違う市町が1つになるための協議をしてまいるわけですので、乗り越えなければならない課題、本当にいろいろあると思います。そういう中で、1市2町を代表する委員の皆さん、お互いに信頼関係を築かれて、あるいは思いやりを持っていただいて、20年、30年先をぜひ視野に入れていただいて、ただ住民の幸せのためにという一点でご協議を進めていただければ順調に協議が進むのではないかとというふうに考えております。

県といたしましても、この地域、1市2町を合併重点支援地域に先日指定をさせていただきました。また、合併協議会の方へは県職員を1名派遣をさせていただいておりますので、全力を挙げて支援をさせていただきたいと思っておりますので、皆様方のご尽力をお願い申し上げます。

最後になりますが、観音寺市、大野原町、豊浜町の1市2町のこの地域が本県西部の中核都市としてますます発展し、住民の皆さんにとって住みやすく、活力のある地域となりますことを心から祈念を申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。本日はおめでとうございます。

事務局 どうもありがとうございました。

続きまして、先ほどご紹介をさせていただきましたが、第1回目ということもござい
ますので、委員の皆様より恐れ入りますが、順次自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、会長、副会長には先ほどご挨拶をいただきましたので、恐れ入りますが、白川
精様からお願いをいたします。

白川委員 観音寺市議会の白川でございます。先ほど来、ご来賓の課長からもお話が
ございましたが、やっぱり焦点をひとつ住民のためにということでやれば、必ず私は将来2
0年先において、あるいは30年先において必ず私は素晴らしいまちができると確信をし
ておりますし、また地域住民も喜んでいただける組織改革ができるものと考えておりま
す。一生懸命頑張るつもりでおりますので、よろしくまたお願いをいたしたいと思います。
ありがとうございます。

美藤委員 観音寺の議会の美藤でございます。また合併調査特別委員長を拝命させてい
ただいておりますが、非常にこの会は雰囲気も良し、必ずや良き将来見越しての立派なま
ちづくりができると自信を持ち、また皆様方の最大のご協力を得て、鋭意努力する覚悟で
ございますので、よろしくお願いいいたします。

大久保委員 大野原町議会の議長の久保隆敏です。よろしくお願います。

藤岡委員 大野原の議会の合併特別委員長の藤岡勉でございます。どうぞよろしくお願
い申し上げます。

井上委員 豊浜町議会の議長の井上です。先ほど大林課長さんの方から信頼と思いやり
というようなお話がございました。その理念を私持ってこの協議会頑張ってまいりたいと
思いますので、どうかよろしくお願いい申し上げます。

合田委員 豊浜町議会の合田 要でございます。よろしくお願いいいたします。

森委員 大野原町の森 英雄でございます。よろしくお願います。

石川委員 大野原町婦人会の石川美千子です。どうぞよろしくお願いいいたします。

合田委員 豊浜商工会長の合田久仁男でございます。こういう場所は初めてでございま
すので、何分よろしくお願いいいたします。

横内委員 豊浜町の女性代表してきました横内十三枝です。どうぞよろしくお願いい
いたします。

大倉委員 観音寺市の助役の大倉でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

大山委員 大野原町参事の大山でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

高森委員 豊浜町助役の高森 直二です。よろしくお願いい申し上げます。

事務局 続きまして、本協議会の幹事会の幹事及び事務局職員の自己紹介を、恐れ入りますが、大倉様よろしくお願いいいたします。

大倉幹事 幹事も仰せつかっております。観音寺市の助役の大倉です。よろしくお願います。

大山幹事 同じく幹事を仰せつかっております大野原町参事の大山でございます。

高森幹事 同じく幹事の高森です。よろしくお願い申し上げます。

請川幹事 同じく幹事の観音寺市の企画課長の請川でございます。よろしくお願いいいたします。

篠原幹事 同じく幹事の観音寺市の合併対策室長の篠原でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

三好幹事 幹事を仰せつかっております大野原町総務企画課長の三好でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

垣見幹事 同じく幹事を仰せつかっております大野原町総務企画課の課長補佐垣見です。どうぞよろしくお願います。

合田幹事 同じく幹事の豊浜町総務課長合田 寛と申します。よろしくお願いいたします。

藤井幹事 同じく幹事の豊浜町総務課課長補佐の藤井です。よろしくお願い致します。

事務局 続いて事務局職員でございますが、私が事務局長を務めさせていただきます大木和郎と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 事務局次長の象山稔彦でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局 総務広報班長の石川喜代美です。よろしくお願い致します。

事務局 調整班長の好川高雄でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 計画班長の合田善春です。よろしくお願いいたします。

事務局 総務広報班の長谷川加奈子です。よろしくお願いいたします。

事務局 調整班の山地康博と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 総務広報班の藤井久美子です。よろしくお願いいたします。

事務局 調整班の細川勝美です。よろしくお願い致します。

事務局 計画班の小山悟司です。よろしくお願い致します。

事務局 なお、本日調整班員の合田博晃は用務のため欠席させていただいております。

以上、自己紹介を終わらせていただきます。

続いて、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会設置の経過について報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議資料の1ページをお開きいただきたいと思います。読み上げることによりまして説明に変えさせていただきます。

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会設置の経過について。平成16年1月29日に観音寺市・大野原町・豊浜町合併研究会を設置し、これまで法定合併協議会の設置に向けた準備や1市2町の合併に関する情報の提供等を行ってまいりました。観音寺市・大野原町・豊浜町の1市2町間で、これまで3回の合併研究会を開催してまいりましたが、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置等合併の基本項目を中心に、法定合併協議会の運営等について協議を重ねた結果、1市2町間での協議が整い、平成16年4月1日をもって法定合併協議会の設置並びに本協議会の規約内容を確認いたしました。

そして、この確認結果を踏まえまして、地方自治法第252条の2及び市町村の合併の特例に関する法律第3条の規定に基づき、平成16年3月8日、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の設置に関する協議について、1市2町の議会の議決を経たことから、平成16年4月1日をもって観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を設置いたしました。

次に、2ページをご覧くださいと思います。

別紙といたしまして、平成16年1月29日、1市2町の合併研究会を設置し、以後合併研究会を開催し協議を重ね、4月1日に1市2町の合併協議会設置し、同日研究会の委員の皆様にお集まりをいただき、規約に関する協議書の調印、看板の設置式、事務局職員 of 辞令交付を行い、本日第1回の合併協議会の開催に至った経過を掲載させていただいております。

なお、3月15日に1市2町の首長が香川県知事へ合併重点支援地域指定の要望書を提出いたしました。そして、3月22日に香川県知事より合併重点支援地域の指定がございました。

以上で経過報告を終了させていただきます。

次に、今後の合併協議会の進め方でございますが、本日の会議資料にもございますように、報告事項と協議事項に、そして協議事項は議案と協議に分類をさせていただいております。報告事項とは、協議会に報告するもので、既に決定している事項で協議会において共通認識を持っていただくものであります。例えば、協議会規約等がこれに当たります。

また、規約等により会長が定める事項、例えば幹事会規程、事務局規程がこれに当たり

ます。

また、調整、研究したものを報告する事項等、協議会において報告事項として取り扱うことと確認されたもの等でございます。これらの提案番号の表記につきましては、報告第何号とさせていただきます。

次に、協議事項についてであります。協議会の運営に関する事項で、協議会に諮り決定するもの。例えば会議運営申合わせ事項、会議運営規程、事業計画、歳入歳出予算がこれに当たります。提案番号の表記といたしましては、議案第何号とさせていただきます。

次に、合併協定項目や新市建設計画に関するもので、協議会に提案し、確認していただくものにつきましては、協議第何号ということでご提案を申し上げます。合併の方式等がこれに当たります。

なお、提案番号は最終提案まで通し番号とさせていただきます、同じ項目で、これまでの確認内容を踏まえて新たに提案の時と継続して提案の時と分けて提案させていただきます。

以上、合併協議会にご提案させていただく事項について説明をさせていただきました。

これより議事に移らせていただきますが、自治振興課長の大林様は他に公務がございまして、ここで退席されるとのことでございますので、よろしく願いをいたします。

大林様、本日はどうもありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第10条第2項の規定により会長が議長となることとなっておりますので、会長よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第10条第2項の規定により会長が議長になることとなっておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、座らせていただきまして議事進行させていただきます。

規約第10条の第1項の規定に基づきまして、本日の出席者の確認をいたします。

委員17名中、出席者15名、欠席者2名、よって本日の会議は成立したことを報告させていただきます。

なお、加藤、矢野両委員から用務のため本日の会議を欠席する旨の連絡はいただいております。

それでは、議事に入ります前に、1点ご了解させていただきたいと思います。

報告事項、協議事項等で観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会とありますが、これを1市2町というところで、読みかえさせて説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事を進行させていただきますが、議事の都合上、発言される場合には冒頭の所属市町名とお名前をよろしくお願ひ申し上げます。

なお、会議録作成のため、恐れ入りますが、ご発言に際しましては、職員がワイヤレスマイクを持ってまいりますので、お願ひします。

それでは、報告事項に入らせていただきます。

報告第1号1市2町合併協議会規約について、報告第2号1市2町合併協議会規約に関する協議書について、以上報告事件2件を一括ご報告させていただきます。

報告事項につきましては、事務局長の方からご報告をお願ひ申し上げます。

事務局 事務局長の大木和郎でございます。私の方から報告第1号から第2号まで一括してご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、3ページ並びに4ページをお開きいただきたいと思います。

この規約につきましては、既に1市2町の3月定例議会におきまして可決されております。

それでは、報告第1号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約についてご説明を申し上げます。

第1条は、協議会の設置についてであります。観音寺市・大野原町・豊浜町は地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき合併協議会を設置するものであります。

第2条は、合併協議会の名称を定めております。

第3条は、協議会が行う事務について規定するものであります。本協議会の担任する事務の第1点目は、1市2町の合併に関する協議及び調査研究に関すること。第2点目は、市町村の合併の特例に関する法律第5条に規定する新市建設計画の作成に関すること。第3点目は、その他1市2町の合併に関し必要な事項とするものであります。

第4条は、事務所の位置の規定でございます。ここで1市2町の長が協議して定める箇所が、何箇所かございますが、この後の報告第2号で説明をさせていただきます。

第5条につきましては、組織に関する規定でございます。本協議会は会長と17人の

委員で組織されております。

第6条は、本協議会の会長に関する規定でございます。

第7条は、副会長及び会長の職務代理者に関する規定でございます。

第8条は、協議会の委員に関する規定でございます。

第9条につきましては、会議に関する規定でございます。会議は、会長が招集することになっておりますが、委員の3分の1以上の方から会議の招集の請求があるときは、会長は会議を招集しなければならないと規定しております。

5ページをお開きください。

第10条は、会議の運営に関する規定ございまして、会議は委員の2分の1以上の者が出席しなければこれを開くことができないとし、会長は会議の議長となると規定しております。

第11条から第14条までは、小委員会、幹事会、専門部会、事務局に関する規定でございます。

なお、小委員会につきましては、規定では置くことができるとしておりますが、小委員会を設けず全体会である協議会で協議してまいります。それぞれの組織及び運営に関することは、この後報告第3号以降で説明をさせていただきます。

第15条は、経費の負担についてであります。この後の報告第2号で説明をさせていただきます。

第16条は、監査に関する規定ございまして、この規定に基づきまして後ほど監査委員の選任についてご提案を申し上げます。

続いて、第17条では財務に関する事項、第18条では報酬及び費用弁償、第19条では協議会を解散した場合の措置についての規定でございます。

次に、6ページをお開きください。

第20条に補則、最後に附則といたしまして、この規約は平成16年4月1日から施行することを定めてございます。

以上、報告第1号1市2町の規約について説明をさせていただきました。

次に、報告第2号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書についてご説明を申し上げます。

7ページ並びに8ページをお開きください。

先の規約のところの説明をさせていただきましたが、1市2町の長が協議をして定める

旨の規定がございますが、この規定に基づきまして4月1日、1市2町の長が合併協議会規約に関する協議書を取り交わしております。

具体的に協議して定める事項につきましては、協議会の事務所、会長、会長の職務を代理する副会長、委員、事務局、経費でございまして、8ページにありますように、協議して定めた事項、第1の規約第4条に規定する協議会の事務所は大野原町に置く。具体的には本日のこの会場の廊下を挟んで前の部屋でございます。

次に、第2 規約第6条第1項に規定する協議会の会長には、平野大野原町長にご選任をいただいております。

次に、第3 規約第7条第2項に規定する会長の職務を代理する副会長には、佐伯豊浜町長にご選任をいただいております。

次に、第4 規約第8条第1項第3号に規定する学識経験を有する委員の皆様方は、各分野の代表の方をお願いをいたしまして、各市町から2名の6名でございます。

次に、事務局であります、9ページをお開きください。

第5 規約第14条第2項に規定する協議会の事務に従事する職員は、観音寺市3名、大野原町2名、豊浜町2名、香川県1名の者をもって充てるとしております。

次に、第6 経費であります、規約第15条に規定する経費の負担は、均等割50%、人口割50%とするをいたしております。

また、内容の変更あるいは必要事項が出てきた場合は、変更協議書や1市2町の長が協議して定めるものとしてございます。

以上、この協議の成立を証するため、平成16年4月1日に本書3通を作成いたしました、1市2町の首長が記名押印の上、協議書を取り交わし、それぞれ1通を保有していただいております。

報告第1号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約並びに報告第2号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書につきましては、以上のとおりであります。

議長 ありがとうございます。

ただいま局長の方から報告第1号、報告第2号の説明がありました。

この件につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第1号、第2号につきましては、報告もありません。

したとおり進めさせていただきますので、お願いいたします。

続きまして、報告第3号から第8号までを一括してご報告をさせていただきます。

調整班長より説明をお願いいたします。

事務局 事務局調整班長の好川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから報告第3号から報告第8号まで一括してご説明申し上げます。

合併協議会の事務レベルの組織といたしまして、協議会規約において幹事会、専門部会等会長が別に定めとなっておりますが、今後設置いたします組織の概要につきまして、まず最初にご説明申し上げます。

恐れ入りますが、協議会資料の68ページをお開きいただきたいと思います。

組織図でございますが、地方自治法及び合併特例法の規定に基づきまして設置いたしました合併協議会は、新市建設計画の策定、その他市町の合併に関するあらゆる事項につきまして協議を行う組織であります。

その協議会の会長の指示を受けまして、協議会に提案する事項について総合的に協議、調整する場として幹事会を設けております。この幹事会は、助役並びに所管課長等で組織いたします。

担任する所掌事務につきましては、記載しておりますように、事務レベルの調整の最高機関、協議会会議の議案調整、協議会運営の総合調整、各種スケジュール調整、専門部会間の調整としております。

次に、合併協議会の事務局長の指示を受けまして、合併に関する調査研究、合併協定項目や各種事務事業の調整案や新市建設計画の基本的資料の作成を行う専門部会を設置いたします。

専門部会につきましては、担当課長及び担当職員で構成をいたしまして、現況調査表、調整原案の取りまとめ、分科会の調整、進行の管理を行います。その専門部会長の指示を受けまして、分科会を設置いたします。分科会は、課長並びに係長級で組織いたしまして、現況調査表の作成、調整原案の作成等、事務担当者レベルの調整の場となります。このように、合併協議会の下部組織といたしまして、幹事会、専門部会、そして分科会を設けることにしております。

なお、専門部会は12部会、分科会は34分科会を設置いたします。

以上が合併協議会全体の組織であります。

恐れ入りますが、10ページ並びに11ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、報告第3号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会幹事会規程につきましてご説明申し上げます。要点のみの説明とさせていただきます。

第1条では、この規定は規約第12条第2項の規定に基づき、合併協議会の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとしております。所掌事務につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

次に、第3条幹事でありますが、幹事は次の12ページにございます別表に掲げる職に当たる方を充てております。この幹事会でありますが、1市2町の合併に関する協議につきましては、それぞれの市町において全庁体制、すなわち何らかの形で合併に関する協議に取り組む体制づくりを構築していかなばなりません。今後予想されます膨大な事務事業の調整のためには、相当ハードなスケジュールが予想されますが、合併に関する協議を円滑に運営するためにも全職員参加の体制づくりを考え、助役を含めて各市町3人の幹事の計9名で幹事会を構成するものであります。よろしくお願いいたします。

次に、11ページにお戻りいただきたいと思えます。

第5条会議でありますが、会議は幹事長が必要に応じて随時開催をいたします。

次に、会議の運営につきましては、幹事長が会議の議長となると規定をしております。

次に、第9条報告でありますが、幹事長は幹事会の経過及び結果について、会長に報告するものと規定をいたしております。

以上、幹事会規程について説明をさせていただきました。

次に、13ページ並びに14ページをお開きいただきたいと思えます。

報告第4号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会専門部会規程についてご説明を申し上げます。

この規程は、規約第13条第2項の規定に基づき、合併協議会の専門部会に関し、必要な事項を定めるものであります。所掌事務につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。組織につきましては、次の15ページの別表に掲示しております。

15ページにございますように、12部会を設置いたしましてそれぞれの部会の構成員は担当課長及び担当職員で構成をいたします。

すみません、14ページにお戻りいただきまして、第6条会議でありますが、会議は事務局長の要請により、または部会長が必要に応じて随時開催し、部会長が会議の議長となると規定をいたしております。

次に、7条におきましては、専門部会の協議経過及び結果について、幹事会に報告する

旨規定をいたしております。

次に、第8条庶務であります、専門部会の庶務は部会長の属する市、または町の担当部門が行うと規定をいたしております。

次に、16ページ並びに17ページをお開きいただきたいと思います。

報告第5号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局規程についてご説明を申し上げます。

この規程は、規約第14条第3項の規定に基づき、協議会の事務局に関し必要な事項を定めるものでございます。所掌事務につきましては、協議会の会議、協議資料の作成、庶務、広報、その他協議会の運営に必要な事項に関することとしております。そして、組織及び事務分掌であります、組織につきましては、事務局に総務広報班、調整班及び計画班の3班体制といたしております。事務分掌につきましては、19ページ別表に掲げられております。

次の職員の職務等、その他といたしましては、職員の職務から決裁、専決事項、そして代決、文書の取扱い、公印の取扱い、職員の服務、職員の給与等を第5条以下規定いたしております。

以上であります。

次に、21並びに22ページをお開きいただきたいと思います。

報告第6号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会財務規程についてご説明を申し上げます。

この規程は、規約第17条の規定に基づき、合併協議会の財務に関し必要な事項を定めるものでございます。

まず、第2条以下であります、歳入歳出予算について、次に予算の補正、歳入歳出の款項及び目の区分について。次に、出納及び現金の保管、協議会の出納員、予算の流用及び充用、決算等、それから収入及び支出の手続を別に定めております。

なお、財務規定に別に定める事項につきましては、25ページ、26ページをご覧ください。

26ページをご覧ください。

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の現金預入金融機関につきましては、香川豊南農業協同組合大野原支店、株式会社百十四銀行大野原支店であります。

次に、会長が命ずる協議会出納員につきましては、合併協議会事務局総務広報班の班長

及びその他の職員としております。

次に、収入及び支出の手続等につきましては、別途様式を事務局で定め、支出負担行為、支出命令書に基づく収入支出の手続をするものであります。

以上であります。

次に、27ページ並びに28ページをお開きいただきたいと思います。

報告第7号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてご説明申し上げます。

この規程は、規約第18条第3項の規定に基づき、合併協議会の委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものでございます。

規約第8条第1項第3号の規定による委員及び第16条の規定による監査委員の報酬の額は日額7,100円とさせていただきます。

次に、費用弁償につきましては、協議会の会長、委員及び監査委員が協議会の職務を行うため、観音寺市三豊郡以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給するというものでございます。

以上でございます。

次に、29ページ並びに30ページをお開きいただきたいと思います。

報告第8号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会分科会運営要領についてご説明申し上げます。

この分科会の運営要領につきましては、専門部会規程第3条の規程に基づき、分科会の運営に関し定めるというものでございますが、所掌事務につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。組織につきましては、分科会は別表に掲げる職員をもって組織いたします。

次のページをお開きください。

分科会は、各専門部会に34の分科会を設置いたしまして、所掌事務に当たってまいります。

次に、第6条会議であります。会議は専門部会長の要請により、または分科会長が必要に応じて随時開催するものとし、分科会長は分科会の議長となると定めております。

また、第7条で報告として、その協議経過及び結果について専門部会長及び事務局長に報告するものとしたしております。

また、分科会の庶務につきましては、分科会長の属する市、または町の担当部門が行う

といたしております。

以上で報告第3号から報告第8号までの報告を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から報告第3号から報告第8号の説明がありました。

この件につきまして、何かご質問、ご意見等がございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第3号から第8号まで説明がありましたとおり承認させていただきます。

それでは、協議事項に移らせていただきます。

議案第1号から議案第5号までを一括してお諮りいたしたいと思えます。

計画班長より説明をお願いいたします。

事務局 事務局計画班長の合田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私の方から、議案第1号から第5号を一括して説明させていただきます。

まず、32ページをお開きください。

議案第1号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営申合せ事項についてご提案を申し上げます。

具体的な確認事項につきましては、次の33ページをお開きください。

これまで3回にわたります協議を重ねてまいりました1市2町の合併研究会の中で確認をしていただいた6項目についてご提案を申し上げます。

まず、第1の基本原則といたしまして、本協議会は会議を円滑に行うため、下記事項について申し合わせをするということで、第2に議事の進行につきましては、全会一致をもって進めることを原則とするというしております。

3の協議会の会議につきましては、開催日及び開催事項を原則として以下のとおりとするということで、まず開催日についてでございますが、毎月第2木曜日及び第4木曜日とし、必要に応じて開催するというごでございます。開催時刻についてですが、午後1時半から開催すること。ただし、必要に応じて変更する場合は別途調整をするということごでございます。緊急やむを得ない場合は、土曜、日曜、また夜間に開催することもあるということごでございます。

開催の場所につきましては、この大野原町中央公民館3階講義室とするということごでございます。

会議の開催につきましては、このような原則を踏まえつつ、関係機関と十分に調整しながら柔軟に対応していきたいと考えております。

第4の事前提案の原則でございますが、協議事項につきましては原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において、事前提案をさせていただき、説明を行うものとしております。

それから、第5の傍聴の取扱いでございますが、会議は原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものと、そういうものでございます。

第6に、資料の取扱いといたしまして(1)協議会資料は、会議資料と附属資料及び会議録に分類をいたします。それから、2番目に会議録は全文記録方式といたします。3番目に、会議資料はすべて閲覧資料とし、傍聴者には会議次第のみを配付いたします。4番目に、協議会資料の閲覧場所についてでございますが、合併協議会の事務所及び1市2町の合併担当課とするということでございます。5番目ですが、上記に定めるもののほか、資料の配付、閲覧については、事務局長の判断によるということでございます。

続きまして、議案第2号についてご説明申し上げます。34ページをお開き願います。

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会監査委員の選任についてご説明申し上げます。

本案につきましては、協議会監査委員に副会長の属する観音寺市の代表監査委員である伊瀬均委員と同じく副会長の属する豊浜町代表監査委員である大廣清雄委員の選任同意についてご協議いただくとするものでございます。

本案の提案理由でございますが、協議会規約第16条において、協議会の出納の監査は会長が1市2町の代表監査委員のうちから協議会の同意を得て2名を委嘱して行う、そういう旨規定されております。その規定に基づき本案を提出するものでございます。

続きまして、議案第3号についてご説明申し上げます。35ページをお開き願います。

本案は観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議運営規程を別紙のとおり定めることについてお諮りするものでございます。

本案の提案理由といたしまして、協議会規約第10条第3項の規定において、協議会の会議の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮り、別に定めると規定されております。そういうふうなことから、この規定に基づいて本案を提案するものでございます。

36ページをお開きください。

会議運営規程の案でございます。本案の概要につきまして、順を追って説明をさせてい

たきます。

第1条の趣旨は、この規程が協議会規約第10条第3項の規定に基づき、協議会の会議の運営に関し必要な事項を定めるという本規程の趣旨を規定しております。

第2条の基本方針につきましては、第1項では会議は原則として公開すること。それから、委員の半数以上が賛同する場合は非公開とすることができるというものでございます。

第2項は、会議の運営に関しては公平・公正な協議の推進に努めるとするというふうな基本方針を規定しております。

第3条につきましては、会長、副会長、委員の責務について規定しております。

第4条の会議の開催等につきましては、第1項で会議の開閉は議長が宣言する旨、それから第2項で委員は許可を得た後に発言をする旨規定しております。

第5条の会議の進行につきましては、1項で会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とすること。

それから、第2項で協議事項は原則として質疑及び協議を行う協議会の前の協議会において提案し、説明することを規定しております。

第6条の傍聴につきましては、会議は傍聴することができるという旨と、第2項で傍聴に関して議長が別に定める旨を規定しております。

第7条の会議録は、議長は会議録を調製する旨と議事録に記載すべき事項について規定しております。

第8条の会議録等の公開は、第1項で会議録及び会議に提出された文書は、原則として閲覧に供することにより公開するというところでございます。

第2項で、閲覧の方法については議長が別に定める旨を規定しております。

第9条の規律ですが、第1項で会議中にみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動の禁止を規定しております。

第2項のところでは、会議場において資料等を配付する場合は、議長の許可を得ることを規定しております。

次のページをお開き願います。

第10条につきましては関係者の出席、それから第11条につきましては、関係者が出席した場合の費用弁償についての規定をしております。

第12条については、補則について規定しております。

附則につきましては、施行期日について規定しておりまして、本案についてご承認をいただければ、本日付で施行いたしたいと考えております。

続きまして、議案第4号についてご説明申し上げます。38ページをお開き願います。

議案第4号は観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議傍聴規程を別紙のとおり定めることについてお諮りしようとするものでございます。

本案の提案理由といたしましては、会議運営規程第6条第2項の規定において、協議会の会議の傍聴については、議長が別に定めると規定されておりますことから、この規定に基づきまして本案を提案するものでございます。

39ページをお開き願います。

39ページは、会議傍聴規程の案でございます。順を追って説明をさせていただきます。

第1条の趣旨は、会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるという本規程の趣旨を規定しております。

第2条の傍聴人の定員は、会議の一般傍聴人の定員は定めない旨を規定しておりますが、ただ余り多くの人になりますと会場の都合により制限することがあるというふうなことを規定しております。

第3条は傍聴の手続について、第4条は傍聴証の返還について規定しております。

第5条につきましては、傍聴席に入ることができない者についての規定をしておりません。

第6条では、傍聴人が傍聴席において守るべき事項について、第1号から第7号まで列挙いたしております。

次のページをお開き願います。

第7条でございますが、傍聴人は写真、映画等の撮影及び録音等はしてはならない旨を規定しております。

第8条につきましては、職員の指示について規定しております。

第9条の傍聴人の退場ということでの規定をしております。

第10条は、傍聴人がこの規程に違反した場合の措置について規定しております。

第11条は、補則について規定しております。

附則は、施行期日について規定しておりまして、本案についてご承認をいただければ、本日付で施行いたしたいと考えております。

それから、41ページは第3条第1項に規定する傍聴人受付簿の様式、それから42ページは傍聴証の様式を掲げております。

続きまして、議案第5号についてご説明申し上げます。43ページをお開きください。

議案第5号は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議録等閲覧規程を別紙のとおり定めることについてお諮りしようとするものでございます。

本案の提案理由といたしましては、会議運営規程第8条第2項の規定において協議会の会議の会議録及び会議に提出された文書の閲覧の方法について、これについては議長が別に定めると規定されておりますことから、この規定に基づいて本案を提案するものでございます。

44ページをお開きください。

44ページは、会議録等閲覧規程の案でございます。それでは、説明させていただきます。

第1条の趣旨は、会議運営規程第8条第2項の規定に基づき、会議の会議録及び会議に提出された文書の閲覧方法に関し必要な事項を定めるという本規程の趣旨を規定しております。

第2条の閲覧の申請は、閲覧については誰でも会議録等を閲覧できる旨を規定しております。

第3条の閲覧に関する会議録等は、第1項で閲覧に供する会議録等の内容を、また第2項では個人に関する事項、それから会議の公正な運営に支障を及ぼすおそれがある事項など、閲覧に供することが適当でない事項については、全部または一部を公開しないことができる旨を規定しております。

第4条は閲覧の申し出、第5条は閲覧の場所及び時間、第6条は会議録等の複写等についてそれぞれ規定をしております。第7条については、補則について規定しております。

附則は施行期日を規定し、本案についてご承認をいただければ、本日付で施行いたしたいと考えております。

45ページは、第4条に規定する会議録等の閲覧申出書の様式でございます。

以上で、議案第1号から議案第5号までの説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より議案第1号から議案第5号までの説明をいたしました。

何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしという声でございますので、議案第1号から議案第5号までにつきましては、原案のとおり承認させていただきたいと思っております。

ここで暫時休憩をさせていただきます。次の会議を2時50分から10分間休憩させていただきます。よろしくお願いいたします。

〔休憩〕

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開かせていただきます。

続きまして、議案第6号平成16年度の事業計画（案）、議案第7号平成16年度歳入歳出予算（案）につきまして、一括してお諮りいたしたいと思っておりますので、事務局より説明願います。

事務局 事務局長の大木でございます。議案第6号平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事業計画（案）についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、46ページ並びに47ページをお開きいただきたいと思います。

平成16年度は、1市2町の合併協議会の組織づくり、事務局体制の整備等を行い、合併協定項目の協議及び調整、新市建設計画の策定、その他合併に関するあらゆる事項の協議を行うために必要な事項について協議及び調整を行うとともに、住民の皆様方の理解を深めるため、積極的な情報提供に努めることを目標といたしまして、次の事業を実施してまいります。

まず、1番目には合併協議会、幹事会、専門部会及び分科会を開催してまいります。協議会につきましては、平成16年度は4月から順次開催を予定しておりますが、協議内容につきましては、今後作成いたします協議スケジュール予定に基づき提案をしておりますが、合併の目標期日や事務調整の進捗状況にあわせて提案させていただくことになろうかと思っております。

小委員会につきましては、1市2町におきましては、全委員さんに新市の名称候補選定及び事務所の位置検討について協議に加わっていただき協議していただくことが研究会で合意確認されておりますので、小委員会は設置いたしません。

事務事業調整のための必要な資料等を作成してまいりため、専門部会及び分科会を適時開催してまいります。

次に、2番目でありまして、合併協定項目の協議であります合併の方式、期日、新市の

名称、事務所の位置等の基本的な協定項目から議会議員の定数、農業委員会委員の任期及び定数や地方税の取扱い等のいわゆる特例法に規定する項目、あるいは条例、規則、事務組織及び機構、使用料、手数料、各種団体への補助金、交付金等の取扱い、その他各種事務事業に必要な協定項目の協議項目について協議を行ってまいります。合併協定項目につきましては、次回の協議会でご提案を申し上げます。

なお、前協議会のおきまして確認されました事項が53項目のうち、13項目ございますが、これらの項目につきましては、再度協議し再確認する必要がございます。

次に、3番目ではありますが、新市建設計画の策定を行います。新市建設計画策定に必要な調査研究を行い、新市のまちづくりの基本方針、新市の一体化や新市の振興発展を促進する主要事業並びに財政計画等を内容とする新市建設計画を作成してまいります。

なお、建設計画の基礎資料とするための住民アンケート調査は行う予定はございません。これまでの協議会におきまして、計画策定に当たっての住民の皆様方から貴重なご意見等をいただいておりますので、参考にさせていただき策定してまいります。

新市建設計画の序論、基本方針、新市の施策、県事業、公共施設、財政計画につきましては、その都度お諮りしてまいりたいと思います。

いつ頃新市建設計画の原案をお示し、どの時点で新市建設計画の案を作成し、住民説明会を行ってまいるか、そして県知事との事前協議につきましては、いつ頃になるかは今後のスケジュールでお示しをしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

4番目には、住民説明会を開催いたします。合併協議の状況と今後の予定、新市建設計画案の説明を行ってまいります。1市2町行政単位ごとに予定をいたしております。時期につきましては、先ほど申し上げましたように、今後検討するスケジュールが決まり次第お示ししたいと考えております。

次に、5番目には合併に関する情報の提供を実施してまいります。合併協議会だよりの発行やホームページで合併協議会の協議内容や合併に関する情報を広く住民に提供したりいたしまして合併に関する情報を提供してまいります。

なお、合併協議会だよりにつきましては、二色刷りのA4判で平均約8ページ、2万部の発行部数を予定いたしております。

なお、表紙等にカラーを使用いたしまして、読みやすく、親しまれる協議会だよりにと工夫してまいりたいと考えております。

また、住民の皆様方に配布させていただくその方法等につきましては、自治会長さんにご協力をいただきまして、現在市町でそれぞれ広報をお配りいたしております広報と同じような形で住民の皆様ご家庭に配布をさせていただきます。

次に、6番目は事務事業の調整であります。事務事業一元化に向けて各種事務事業の調整並び例規整理、事務処理マニュアルの作成並びに電算システム整備に向けての調査並びに調整を行ってまいります。

合併協定項目の協議のためには、事務事業のすり合わせが必要であります。そのための基礎資料として事務事業現況調査を実施してまいりましたが、調査内容をもとに事務事業の課題、問題点を整理し、今後作成いたします事務事業の調整の基本方針の7つの基本原則をもとに調整を行い、調整方針案を作成し、一覧表に取りまとめたものをその都度協議会に提案してまいります。

また、例規整備につきましては、調整方針が確認されました後、今後の事務調整の内容に整合するよう条例、規則等の例規文案作成に取り組んでまいります。

事務処理マニュアルの作成並びに電算システム整備につきましても取り組んでまいりますが、特に電算システム整備につきましては、住民サービスの維持向上を前提に、既存の電算システムの統合、新システムの構築を行ってまいらなければなりません。合併施行日に稼働できるようあらかじめ調整を行わなければなりません。そのためにも、整備に向けての調査、調整に取り組んでまいります。

また、効率的で透明性のある行政組織の構築を目指すため、新市における事務処理の均一化、レベルアップを図り、行政手続等の情報公開にも対応した事務処理マニュアル作成にも取り組んでいく予定であります。

7番目には、合併に関する先進地事例等の調査、研究であります。合併協議会等先進地事例の情報収集及び調査、研究を行うため、先進地視察研修を実施いたします。先進地視察研修の実施ということで、本協議会と構成状況が類似した合併協議会を設置している団体の視察を予定しております。

8番目には、その他必要な合併に関する調査、研究ということで、国、県との調整のほか、必要な事項を適時実施してまいります。

以上が平成16年度の事業計画(案)であります。

次に、別紙予算書をお開きいただきたいと思います。

議案第7号平成16年度観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会歳入歳出予算(案)につ

いてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、予算書50ページをお開きいただきたいと
思います。

平成16年度の合併協議会の予算についてであります。まず歳入歳出予算の総額はそ
れぞれ6,300万5,000円となっております。それから、歳出予算の流用について
であります。平成16年度中の当協議会の予算の支出に当たり、款相互の金額は必要に
応じて流用できるとさせていただいております。と申しますのは、歳出予算の流用につ
きましては、通常地方公共団体におきましては、款相互の流用は禁止されておると思
いますが、平成16年度合併協議会予算につきましては、誠に恐れ入りますが、ご了承
いただきたいと存じます。

また、基本的には各市町から負担金で構成されておる予算でもありますので、総額の中
で支出計画をきちんと立て、弾力的な運用をご了承願いたいと思います。

それでは、歳入歳出の内訳についてご説明を申し上げます。52ページをお開きいた
だきたいと思います。

まず、歳入につきまして説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましては負担金4,800万円を計上しております。この負担金につ
きましては、内2,400万円が各市町均等割で、後の2,400万円が人口割でござい
ます。内訳として、観音寺市2,415万2,000円、大野原町1,260万8,000
円、豊浜町1,124万円の計4,800万円であります。また、人口は平成12年国
勢調査人口で積算してあります。

次に、県補助金1,500万円ではありますが、この県補助金1,500万円につきまし
ては、市町合併促進支援事業費補助金でありまして、2年間で3,000万円が県から補
助金として交付されます。

次に、諸収入として預金利子等5,000円の合計で6,300万5,000円となっ
ております。

次に、53ページをお開きいただきたいと思います。歳出についてご説明を申し上げ
ます。

まず、会議費といたしまして312万5,000円で、その内訳は協議会委員さんの報
酬等で52万6,000円、協議会関係者の費用弁償6万円、協議会等の議事録の筆耕翻
訳料131万6,000円、そして会議用のための音響録音機器借上料122万3,000
円ということで、合わせて会議費312万5,000円であります。

次に、事務費であります。事務費の所要経費としての経費は3,876万5,000円であります。その内訳といたしましては、職員手当323万6,000円、報償費として1万5,000円、旅費61万1,000円、需用費1,178万円、この内訳は消耗品費310万9,000円、燃料費25万6,000円、食糧費48万9,000円、協議会だより、合併関係資料、合併協定書等印刷製本費792万6,000円であります。

次に、電話料、郵便料等の通信運搬費70万7,000円で役務費70万7,000円。

次に、委託料でホームページ運用管理等委託料126万円、そしてあと使用料及び賃借料といたしまして650万6,000円を計上いたしております。この使用料及び賃借料の中には、自動車借上料、電話・ファックス借上料、パソコン機器借上料、印刷機並びにコピー機の使用料等、それから公民館借上料、有料道路通行料、駐車場使用料等合わせて650万6,000円あります。

次に、備品購入費といたしましては、科目存置のため1,000円、それから負担金、補助及び交付金で県職員の派遣費負担金1,000万円、非常勤職員公務災害補償等組合負担金5,000円、臨時職員派遣費負担金449万4,000円、事務局準備経費として15万円の計1,464万9,000円の合わせて計3,876万5,000円を事務費として計上しております。

次に、事業推進費であります。事業推進費といたしまして2,061万5,000円を計上いたしております。その内訳といたしましては、旅費、いわゆる委員さん等の視察研修が46万5,000円、それから委託料として例規作成支援業務委託料315万円、新市建設計画策定業務委託料1,000万円、電算システム調整業務委託料250万円、事務処理マニュアル作成業務委託料400万円の計1,965万円あります。

次に、視察等の研修の自動車借上料等を含みまして、使用料及び賃借料で50万円の2,061万5,000円を計上しております。

次に、予備費といたしまして50万円を計上いたしております。

以上、歳出合計6,300万5,000円となっております。

平成16年度の合併協議会の歳入歳出予算につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま議案第6号平成16年度事業計画(案)並びに平成16年度歳入歳出予算

(案)について説明がございました。

何かご質問、ご意見等ございましたら出していただきたいと思います。

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしという声がございましたので、議案第6号平成16年度事業計画(案)、議案第7号平成16年度歳入歳出予算(案)につきましては原案どおり承認可決させていただきます。

それでは次に、協議事項に移らせていただきます。

協議第1号合併の方式について、協議第2号合併の期日について、協議第3号新市の名称について、協議第4号新市の事務所の位置について一括議題といたします。

なお、協議第1号から第4号につきましては、これまで1市2町の合併研究会で協議され、合意確認された内容で、本日第1回の合併協議会に提案するものでございます。

それでは事務局長より説明願います。

事務局 事務局長の大木和郎でございます。協議第1号から協議第4号まで私の方から説明させていただきます。55ページをお開きいただきたいと思います。

協議第1号合併の方式についてご提案を申し上げます。

合併の方式については、観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設(対等)合併とする。と提案させていただきます。

次のページをご覧くださいと思います。

合併の方式には、2つ以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置く新設合併、一般的には対等合併と、市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入する編入合併の2つがございます。観音寺市・大野原町・豊浜町の合併研究会では、合併の方式については各市町がそれぞれ対等の立場で合併する新設合併の方式をとるものとする事が確認されておるところでございます。

なお、新設合併と編入合併の比較につきましては、参考資料として58ページに掲載しております。

以上のことを踏まえて新設合併で提案をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

次に、協議第2号合併の期日についてご提案を申し上げます。59ページをお開きください。

合併の期日につきましては、合併特例法の経過措置等を踏まえ別途合併協議会において協議し、定める。ということで提案をさせていただきます。

60ページをご覧いただきたいと思います。

合併の期日につきましては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業、または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長、議会議員の選挙期日、合併時の事務処理・引継ぎの利便性、そして合併特例法の期限と、総合的に判断して決めなければなりません。

合併特例法による財政支援を受けるとすると、平成17年3月31日までに合併をすることが必要であります。平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものにつきましては、現行の合併特例法の規定を引き続き適用する旨の経過措置を講じることとする、現行特例法の改正法案が今国会において会期中の成立を目指して審議中であり、そのようなことで、合併特例法の経過措置を踏まえてとさせていただきます。

合併準備作業に必要な事務として、今後1市2町の合併協定項目の協議、事務調整、組織機構の整備方針作成と整備、本庁業務と支所業務の整備方針作成と整理、電算システムの統合や条例、規則等の制定作業や合併後の予算編成、合併時の事務処理、住民への周知などさまざまな準備事務がございます。

特に、電算システムの統合につきましては、合併前に電算システムの整備統合をしておかなければなりません。1市2町間を結び、住民票の交付、財務会計システムと合併前までには電算システムを構築する必要があります。

そのためにも1市2町間で先に申し上げましたように、システム統合に向けて事務組織及び機構の整備方針や本庁と支所の業務方針を決めておかなければなりません。

システムの不都合により住民へのサービス低下を招かぬよう、万全の体制で合併を迎えなければなりません。そのためにも1市2町間での協議、専門業者との協議、広域電算との協議等を円滑に進めていくためには相当の期間が必要であります。

また、将来の電子自治体に向けて新市の情報施策も考えておかなければなりません。このようなことを踏まえ、具体的な合併期日につきましては、今後十分調査分析をして期日を決める必要があると考えております。

研究会でご協議いただいたときには、平成17年3月末日を目標にし、それに向けて鋭意努力していくとさせていただきますが、現実的には3月末日の期日は不可能で

ありますし、先ほど申し上げましたが、電算システム統合に向けての準備作業、協定項目や各種事務事業の調整に要する準備期間を考慮し、新市の体制づくりに必要な安全かつ確実な期日を選ばなければなりません。

そのようなことから、合併目標期日、3月末日をのけて合併の期日につきましては、合併特例法の経過措置等を踏まえ、別途合併協議会において協議し定めるということで提案させていただきましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上のようなことにより、今回の合併協議会に具体的な合併期日についてお諮りできますようにしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、協議第3号新市の名称についてご提案を申し上げます。61ページをお開きいただきたいと思っております。

観音寺市・大野原町・豊浜町合併研究会において選定された4点の新市の名称候補と選定理由書をもとに合併協議会で選定し、決定する。ということで提案をさせていただきます。次の4ページに4点の新市名称候補と選定理由書をつけております。

62ページをお開きいただきたいと思っております。

新市の名称について、観音寺市・大野原町・豊浜町合併研究会において、委員が選んだ新市の名称のうち上位4点を合併後の新市の名称候補とする。

なお、合併研究会で選定した4点を観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会に提案し、最終的には合併協議会で決定する。4点の新市名称候補、アイウエオ順。観音寺(長い歴史の中に定着し、対外的にも広く使用され知名度が高く、慣れ親しまれた名称である。)西かがわ(香川県の西に位置する市として地理的にもイメージでき、住民に理解されやすい名称である。)ひうち(風光明媚な燧灘に面し、地域の特徴を表すことができ、古くより親しまれている名称である。)三豊(郡名として使用されており、住民になじみがあり、歴史があり地域にふさわしい名称である。)以上の選定理由により観音寺市・大野原町・豊浜町合併研究会では4点を新市の名称候補とする。

本日は、4点の新市の名称候補を選定理由書をつけてご提案をさせていただきました。今後は、次回以降の協議会で選定方法を十分協議していただきまして、新市の名称を選定していただくようになりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、協議第4号新市の事務所の位置についてご提案を申し上げます。63ページをお開きください。

新市の事務所の位置について、1.新市の事務所の位置は、当分の間、観音寺市坂本町

一丁目1番1号(現在の観音寺市役所)とする。2.現在の犬野原町、豊浜町のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。3.庁舎の方式については、本庁方式とするが、支所については、従来の住民サービスを極力低下させないように配慮した組織・機構とする。なお、本庁、支所の具体的機能については、組織及び機構に関する事項の中で協議する。4.新庁舎については、将来建替えの時に協議する。

以上の内容で提案をさせていただきます。

次の64ページに事務所の位置の基本的考え方について、また66ページに庁舎の方式についての参考資料を添付しております。

先ほど会長からお話ございましたが、協議第1号から第4号につきましては、これまで1市2町の合併研究会で協議され、合意確認された内容で本日の第1回合併協議会にご提案するものでございます。よろしく願いをいたします。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま協議第1号から4号につきまして説明がございましたが、ご意見につきましては個々にお受けしたいと思っております。

まず、協議第1号合併の方式についてお諮りをいたします。

ご意見ございますか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、議案第1号につきましては、原案のとおり承認させていただきます。

続きまして、協議第2号合併の期日についてお諮りいたします。

ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第2号につきましては原案のとおり承認させていただきます。

続きまして、協議第3号新市の名称についてお諮りいたします。

ご意見出していただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

藤岡委員 今の問題についてですが、この新市の名称については、既に3回の研究会でいろいろと研究はしておりまして、きょう改めてここで4つの名称を提案せられたわけですが、できることなら持ち帰って、早急に検討していただきまして、第3回の協

議会ぐらいにはやな、ある程度の結論を出してするべきでないかなというふうを考えるので、そこらあたりを協議していただきたいと思います。

議長 ただいま藤岡委員さんからご質問がございましたことにつきましては、事務局といたしましても本日提案させていただき、5月の第3回目でそれを決定させていただきたいという予定でございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは3号につきましても原案どおり承認させていただきます。

続きまして、議案第4号新市の事務所の位置についてお諮りをいたします。

ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは協議第4号につきましても原案のとおり承認させていただきたいと思ひます。

それでは最後になりますが、その他に入りたいと思ひます。

第2回合併協議会日程につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局長の大木和郎でございます。それでは、その他の事項で第2回の合併協議会の日程につきましてお諮りいたします。

恐れ入りますが、67ページをお開きいただきたいと思ひます。

第2回の合併協議会でございますが、平成16年4月22日木曜日、午後1時30分から本日のこの会場におきまして開催をいたします。

主な協議題であります、本日お諮りし、ご確認いただきました合併の期日につきまして、次回に具体的合併の期日をご提案申し上げたいと考えております。

組織及び機構の整備方針、本庁、支所の業務方針、システム統合に向けての諸準備、各種事務事業の調整、準備等の期間を調査いたしまして、具体的な合併の期日をご提案させていただきます。

次に、合併協議会のスケジュールと会議の進め方についてご提案を申し上げます。

次に、合併協定項目並びに項目別スケジュールにつきましてもご提案を申し上げたいと考えております。

合併協定項目は、合併する際の合併の協定項目となるものでございますので、これまで合併研究会で協議確認された内容を踏まえて提案をさせていただきます。

次に、項目別スケジュールにつきましては、合併の期日とあわせてご提案をさせていただきます。

次に、事務事業の調整の基本方針についてご提案をさせていただきます。

事務事業の調整につきましては、現在1市2町で行っております各種の事務事業の現況を踏まえ調整を行い、新市においてどのように事務事業を進めていくかをお示しするものでございます。

次に、新市建設計画策定の進め方についてもご提案を申し上げます。

以上が第2回合併協議会にご提案申し上げる協議題であります。よろしく願いをいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から日程について説明がございましたが、何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、第2回の日程については原案のとおり承認させていただきます。

以上で本日予定されておりました日程すべて終了いたしました。長時間にわたりました、終始熱心にご協議していただきましてありがとうございました。皆さん方の協力によりまして、何とか新しい市を構築してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

【閉会 午後3時24分】